

○北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例の適用期間を定める規則

制 定 令和2年4月10日規則第5号

最近改正 令和3年3月2日規則第2号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年北海道後期高齢者医療広域連合条例第4号）附則の規則で定める日は、令和3年6月30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令2.9.3 規則6）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令2.11.26 規則7）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令3.3.2 規則2）

この規則は、公布の日から施行する。